

長崎大学研究開発推進機構 ABS 指针对策委員会内規

(設置)

第1条 長崎大学研究開発推進機構に、長崎大学研究開発推進機構ABS指针对策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(Access and Benefit-Sharing (ABS))に関する措置を講ずることにより、本学における遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識(以下「遺伝資源等」という。)の取扱いを適切に行うことを推進し、もって生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書(以下「名古屋議定書」という。)の的確かつ円滑な実施を確保し、生物多様性の保全及び持続可能な利用に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この内規において使用する用語は、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針(平成29年5月18日財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第1号。以下「ABS指針」という。)で使用する用語の例による。

(業務)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 遺伝資源等が適法に取得されたものかどうかの確認及び環境大臣への報告に関すること。
- (2) 遺伝資源等に係る提供国法令の違反の申立てに対する情報提供の協力に関すること。
- (3) 環境大臣からの遺伝資源の利用に関連する情報提供の求めに関すること。
- (4) 本学における遺伝資源等の利用者への指導又は助言に関すること。
- (5) 本学における遺伝資源等の取扱いに係る業務を行う部局等への指導又は助言に関すること。
- (6) その他ABS指針の遵守に必要なこと。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副機構長 1人
- (2) リスクマネジメント部門長
- (3) 産学官連携・知的財産部門長
- (4) リスクマネジメント部門の研究・アドミニストレーター
- (5) グローバル連携機構の教員 1人
- (6) 研究国際部長及び学生支援部長

(7) 学術支援課長，国際企画課長及び留学支援課長

(8) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第3号から第6号までの委員が出席できない場合には，代理者を委員会に出席させることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き，前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は，会議を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は，委員（代理出席者を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ，議事を開くことができない。

2 委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員長が必要と認めたときは，委員会に委員以外の者を出席させ，意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第9条 委員長は，必要に応じ，委員会に関係職員を出席させることができる。

(守秘義務)

第10条 第5条に掲げる者は，遺伝資源等に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。委員会の業務に携わらなくなった後も，同様とする。

(事務)

第11条 委員会の事務は，関係部課の協力を得て，研究国際部学術支援課において処理する。

(補則)

第12条 この内規に定めるもののほか，委員会の運営等に関し必要な事項は，委員会が別に定めることができる

附 則

この内規は，平成30年7月18日から施行する。

附 則（令和2年4月21日）

この内規は，令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和3年5月31日）

この内規は，令和3年6月1日から施行する。